

# 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた馬術競技強化対策事業について

このたび、JRA 特別振興資金を活用して、2017年から2020年までの4年間、東京オリンピックに向けた強化対策が実施できるようになりました。今回、2017年に認可を受けた特別振興事業のうち、東京オリンピックにおけるメダル獲得・入賞を目指し、海外で強化活動を行う選手への支援を目的として実施される障害馬術、馬場馬術、総合馬術競技の強化対策事業の概要についてご紹介いたします（なお、2018年以降の事業については、毎年農林水産省の事業認可等が得られてから実施されることになります）。

詳細につきましては、実施要項として日馬連ウェブサイトに掲載いたしますので、興味のある方は是非、ご覧ください。



## 【障害馬術競技】

### ◆競技活動支援事業

一定の要件を満たした選手に対し活動補助費を交付するなど競技活動を支援する事業。

(ナショナルチームメンバー向け事業)

#### (1) 活動補助費交付対象者の要件

2018世界選手権の MES を取得し、ナショナルチームメンバーとして競技活動を継続している者

#### (2) 交付金額および交付時期

① 年額360万円以内を交付

② 活動状況を年に2回（6月・12月）評価し、交付要件を満たしている者に、半期ごとに180万円以内を交付

※2017年は特例として、9月3日を1回目の評価日とする。

(育成選手向け事業)

#### (1) 活動支援対象者の要件および人数

ナショナルチームの競争性を高めるとともに、選手層を厚くするため、国内外の競技成績を踏まえて、以下の要件を満たす者から JEF が選抜

① 大障害馬1頭を JEF 海外トレーニング拠点に繋養し、競技活動できる者

② 人数は3名以内

※本年は、審査を行い、交付対象選手（育成強化選手）を決定する。

※活動状況により交付対象選手の入れ替えを行う場合がある。

#### (2) 活動補助費支援等支援内容

① 活動補助費：月額20万円以内を交付

② 大障害馬1頭に関して、JEF 海外トレーニング拠点での繋養に要する費用を JEF が負担

③ 大会に参加するために必要な費用等を JEF が負担

### ◆優良競技馬による競技活動支援

2018世界選手権後からナショナルチームメンバーの強化活動に資するために JEF が2017年に4頭以内の競技馬を調達する（2018年も事業認可が得られれば、さらに4頭以内の競技馬を調達する予定）。これらの競技馬については、JEF 海外トレーニング拠点で繋養し、JEF が管理する。

#### ○対象者

ナショナルチームメンバーから5名以内を世界選手権後の合宿にて選考する。なお、選考後であっても、対象者を変更する場合がある。

### ◆海外トレーニング拠点設置事業

JEF 海外トレーニング拠点を設置し、育成強化選手の訓練、競技会への参加等を支援する事業。

(1) JEF 海外トレーニング拠点をアルヴィン・ショッケメーレ厩舎（ドイツ）内に設置

(2) ナショナルチームメンバーは、海外トレーニング拠点に競技馬を持ち込むことが可能

(3) MES 取得馬については、繋養に要する費用を JEF が負担



## 【馬場馬術競技】

### ◆競技活動支援事業

一定の要件を満たした選手に対し活動補助費を交付するなど競技活動を支援する事業。

(ナショナルチームメンバー向け事業)

#### (1) 活動補助費交付対象者の要件

ナショナルチームメンバーとして競技活動を継続しており、かつ2017年1月1日から12月31日の間に、同一人馬のコンビネーションで、以下の基準を満たした者

基準	カテゴリー
MES 対象競技のグランプリ課目において、3競技の平均が75% 以上	A
MES 対象競技のグランプリ課目において、3競技の平均が72% 以上	B
2018世界選手権の MES 取得	C

#### (2) 交付金額および交付時期

##### ① カテゴリーごとに以下の金額を交付

カテゴリー	交付金額 (年額)
A	1,000万円以内
B	700万円以内
C	360万円以内

② カテゴリー C については、活動状況を年に2回 (6月・12月) 評価し、交付要件を満たしている者に、半期ごとに180万円以内を交付する。

※2017年は特例として、9月3日を1回目の評価日とする。

③ カテゴリー A、B については、12月31日までに交付要件を満たした場合、上記交付金額から既に交付を受けた金額を差し引いた額を交付する。

(育成選手向け事業)

#### (1) 活動支援対象者の要件および人数

東京オリンピック後の日本の馬場馬術界を牽引する選手を育成するために、以下の要件を満たす者から JEF が選抜

- ① 海外を拠点に長期間トレーニングを行うことができ、本気で世界のトップを目指す若手選手
- ② 競技馬1頭を JEF 海外トレーニング拠点に繋養し、競技活動ができる者
- ③ 人数は2名以内

※本年は、審査等を行い、交付対象選手 (若手育成選手) を決定する。

※育成人馬の状況により、交付対象人馬の入れ替えを行う場合がある。

#### (2) 活動補助費支援等支援内容

- ① 活動補助費：月額20万円以内を交付
- ② 携行した競技馬1頭に関して JEF 海外トレーニング拠点での繋養に要する費用を JEF が負担
- ③ 大会に参加するために必要な費用等を JEF が負担

### ◆優良競技馬導入促進事業

海外で競技活動を継続している人馬が、基準の競技成績を満たした場合に、当該馬の導入に要した費用の一部を補助。

#### ○交付対象者および交付金

ナショナルチームメンバーであり、かつ2017年1月1日から12月31日の間に、同一人馬のコンビネーションで、以下の基準を満たした者 (交付対象者1名につき1頭を上限とする)

基準	カテゴリー	交付金額
MES 対象競技のグランプリ課目において、3競技の平均が75% 以上	A	1,500万円
MES 対象競技のグランプリ課目において、3競技の平均が72% 以上	B	800万円

### ◆海外トレーニング拠点設置事業

JEF 海外トレーニング拠点を設置し、東京オリンピック後に日本の馬場馬術界をけん引する選手を育成するために、継続して海外で競技活動を行う意志を持つ若手育成選手を支援する事業。拠点はカッセルマン厩舎 (ドイツ) 内に設置。



## 【総合馬術競技】

### ◆競技活動支援事業

一定の要件を満たした選手に対し活動補助費を交付するなど競技活動を支援する事業。

(ナショナルチームメンバー向け事業)

(1) 活動補助費交付対象者の要件および人数

- ① 2018世界選手権のMESを取得し、ナショナルチームメンバーとして競技活動を継続しており、かつ年間8ヵ月以上欧米に滞在し、継続してトレーニングおよび国際競技会への出場が可能な者
- ② ナショナルチームメンバーのうち、6名を上限として活動補助費を交付

(2) 交付金額および交付時期

- ① 年額360万円以内を交付
  - ② 活動状況を年に2回(6月・12月)評価し、交付要件を満たしている者に、半期ごとに180万円以内を交付
- ※2017年は特例として、9月3日を1回目の評価日とする。

(育成選手向け事業)

(1) 活動支援対象者の要件および人数

ナショナルチームの競争性を高めるとともに、選手層を厚くするため、国内外の競技成績を踏まえて、以下の要件を満たす者からJEFが選抜

- ① 東京およびその後のオリンピック大会等を目指して競技活動を行っており、かつ、JEF海外トレーニング拠点で継続的に競技活動ができる者
- ② 全日本総合馬術選手権、アジア大会、CCI競技、CIC競技において入賞経験を有する者
- ③ 人数は3名以内

※本年は、ナショナルチームまたはプログレスチームメンバーを対象に希望者を募り、審査を行い、交付対象選手(育成強化選手)を決定する。

※活動状況により交付対象選手の入れ替えを行うことがある。

(2) 活動補助費支援等支援内容

- ① 活動補助費:月額20万円以内を交付
- ② JEF海外トレーニング拠点に繋養する訓練用馬匹を使用することができる。
- ③ 大会に参加するために必要な費用等をJEFが負担

※育成強化選手は、あらかじめJEFの許可を得て、自己の競技馬を持ち込むことができる、ただし、その馬の繋養に要する費用は、持ち込んだ選手の負担とする。

### ◆優良競技馬(JRA支援馬)の貸与事業

JEFが2017年に4頭以内の競技馬を調達し、JEFの強化方針・指示事項を遵守することを条件に、貸与を希望する選手のうちJEFが認めた者に貸し付ける事業。

○貸与対象者

ナショナルチームメンバーであり、2017年1月以降にCCI3\*またはCIC3\*以上の競技で優秀な成績を収めた者。

※JEFが貸与対象者を決定し、優良競技馬とのマッチングを行う。

※優良競技馬に関わる繋養に要する費用および競技会参加費用等は、優良競技馬を貸与された選手の負担とする。

### ◆海外トレーニング拠点設置事業

JEF海外トレーニング拠点を設置し、育成強化選手の訓練、競技会への参加等を支援する事業。

- (1) JEF海外トレーニング拠点をローラン・ブスケ厩舎(フランス)内に設置
- (2) 訓練用馬匹としてJEF所有馬を置き、繋養に要する費用はJEFが負担